

高知市介護サービス事業者業務管理体制検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の33及び第115条の34の規定及び介護サービス事業者業務管理体制確認検査指針（平成21年3月30日付け老発第0330077号老健局通知）に基づき、法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者、法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者、法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者及び法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者並びに法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設及び法第94条第1項に規定する介護老人保健施設の開設者（以下「介護サービス事業者等」という。）に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等について基本的な事項を定めることにより、業務管理体制の整備に関する確かつ効果的な検査の実施及び均一な検査水準の確保を図ることを目的とする。

(検査対象事業者)

第2条 検査の対象となる事業者は、介護サービス事業者等であって、その事業に係る指定を受けたすべての事業所（当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。）が本市に所在するものとする。

(検査体制)

第3条 検査の実施に当たっては、複数の検査担当職員で行うとともに、国又は高知県の指導監督部局と十分な連携を図り、効率的かつ効果的な実施に努めるものとする。

(検査形態)

第4条 検査の形態は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般検査 業務管理体制の整備状況及び運用状況（以下「業務管理体制の整備状況等」という。）について、定期的に書面による検査を行うもの
- (2) 特別検査 介護サービス事業者等の指定を受けた事業所において指定取消し等の処分相当事案が発生した場合に業務管理体制の整備状況等を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証するもの

(検査方法)

第5条 検査の実施方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 一般検査 業務管理体制の整備状況等について、書面による検査を行い、必要に応じ対象となる介護サービス事業者の事業所又は本部等において実地検査を行うものとする。
- (2) 特別検査 業務管理体制の整備状況等について、対象となる介護サービス事業者の事業所又は本部等において実地検査を行うものとする。

(実施通知)

第6条 市長は、前条第1号に規定する一般検査（実地検査に限る。）及び前条第2号に規定する特別検査を実施しようとするときは、あらかじめ対象となる介護サービス事業者に対し、実施時期、検査担当者の氏名その他必要な事項を書面により通知するものとする。ただし、実効性のある実態把握の観点から、必要と認められるときは、対象となる介護サービス事業者の事業所、本部等への立入時に告知するものとする。

(結果通知)

第7条 市長は、検査の結果、改善を要する事項等が認められた場合は、当該改善を要する事項等について対象となる介護サービス事業者に対し、書面により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による通知をするに当たっては、介護サービス事業者に対し、期限を定めて改善報告書を提出するよう求めることができるものとする。

(勧告)

第8条 市長は、検査の結果、介護サービス事業者が法第115条の32第1項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備していないと認められるときは、当該介護サービス事業者に対し、原則

として、法第115条の34第1項の規定による勧告を書面により行うものとする。

2 市長は、前項の勧告を行うに当たっては、対象となる介護サービス事業者に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置の実施状況について報告を求めるものとする。

3 市長は、第1項の勧告を受けた介護サービス事業者が、期限までに当該勧告による是正措置をとらなかったとき又は正当な理由なく期限までに改善報告書を提出しなかったときは、法第115条の34第2項に基づき、原則として公表するものとする。

4 前項の公表においては、当該公表が法の規定に基づく公表である旨を明示するものとする。

(命令)

第9条 市長は、前条第1項の勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由なく当該勧告による是正措置を採らなかったとき、又は正当な理由なく期限までに同条第2項の報告をしなかったときは、当該介護サービス事業者に対し、原則として、法第115条の34第3項の規定による命令を書面により行うものとする。

2 市長は、前項の命令をしようとする場合は、当該介護サービス事業者に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）13条第1項の規定により弁明の機会の付与を行うものとする。

3 市長は、第1項の命令を行うに当たっては、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、当該命令に係る措置の実施状況について報告を求めるものとする。

4 市長は、第1項の命令を行った場合は、法第115条の34第4項の規定により、その旨を公示するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、介護サービス事業者に対して行う業務管理体制の整備に関する検査等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年3月4日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。